

# 令和7年度第2回 岡山市国民健康保険運営協議会 会議次第

日時：令和8年2月3日（火）

午後2時～

場所：岡山市保健福祉会館9階

機能回復訓練室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 令和8年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要
- (2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

## 4 報 告

- (1) マイナンバーカードの保険証利用について
- (2) eLTAXの導入について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

# 岡山市 国民健康保険運営協議会資料

日時：令和8年2月3日（火）午後2時～

場所：岡山市保健福祉会館9階機能回復訓練室

保健福祉局保健福祉部国保年金課

# 目 次

## 3 議 事

### (1) 令和8年度国民健康保険費特別会計予算(案)の概要

1. 岡山市国民健康保険被保険者数の推移	.....	P 1
2. 療養の給付の推移	.....	P 2
3. 国民健康保険費特別会計収支の推移	.....	P 3
4. 保険料率の推移	.....	P 3
5. 国保事業費納付金と保険料予算について	.....	P 5
6. 令和8年度当初予算(案)歳入・歳出の部	.....	P10
7. 保険料収納対策	.....	P13
8. 医療費適正化対策	.....	P15

### (2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

..... P21

## 4 報 告

### (1) マイナンバーカードの保険証利用について

..... P23

### (2) eLTAXの導入について

..... P24

# 3 議 事



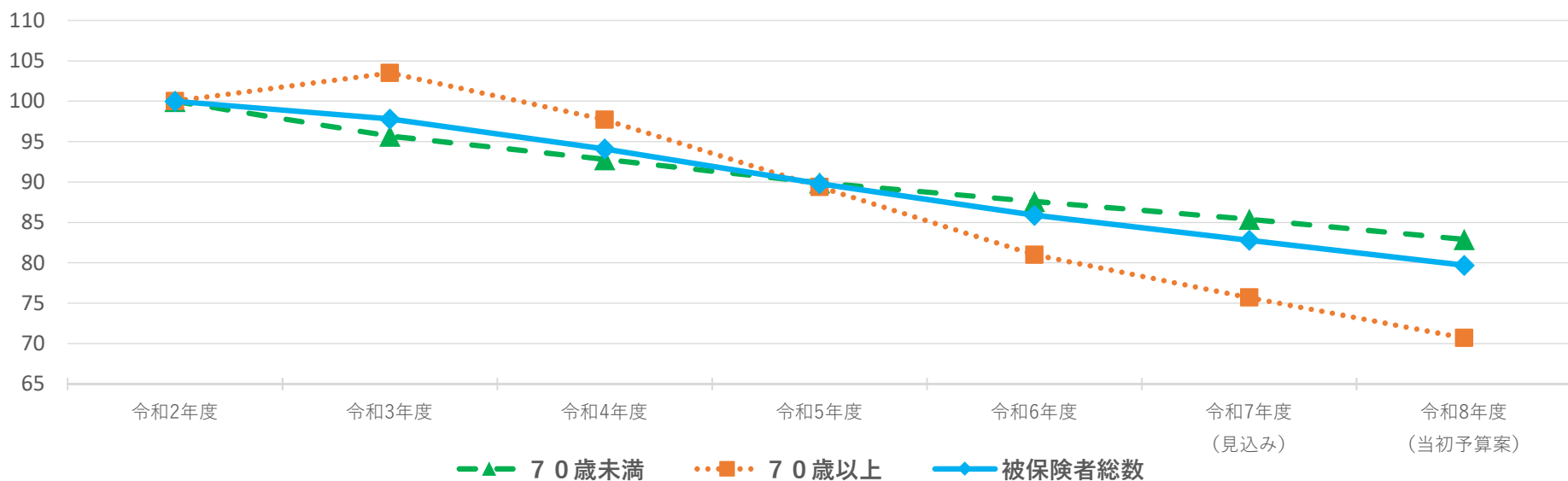
# 議 事(1) 令和8年度国民健康保険費特別会計予算(案)の概要

## 1. 岡山市国民健康保険被保険者数の推移

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などにより、被保険者数の減少が続いている。

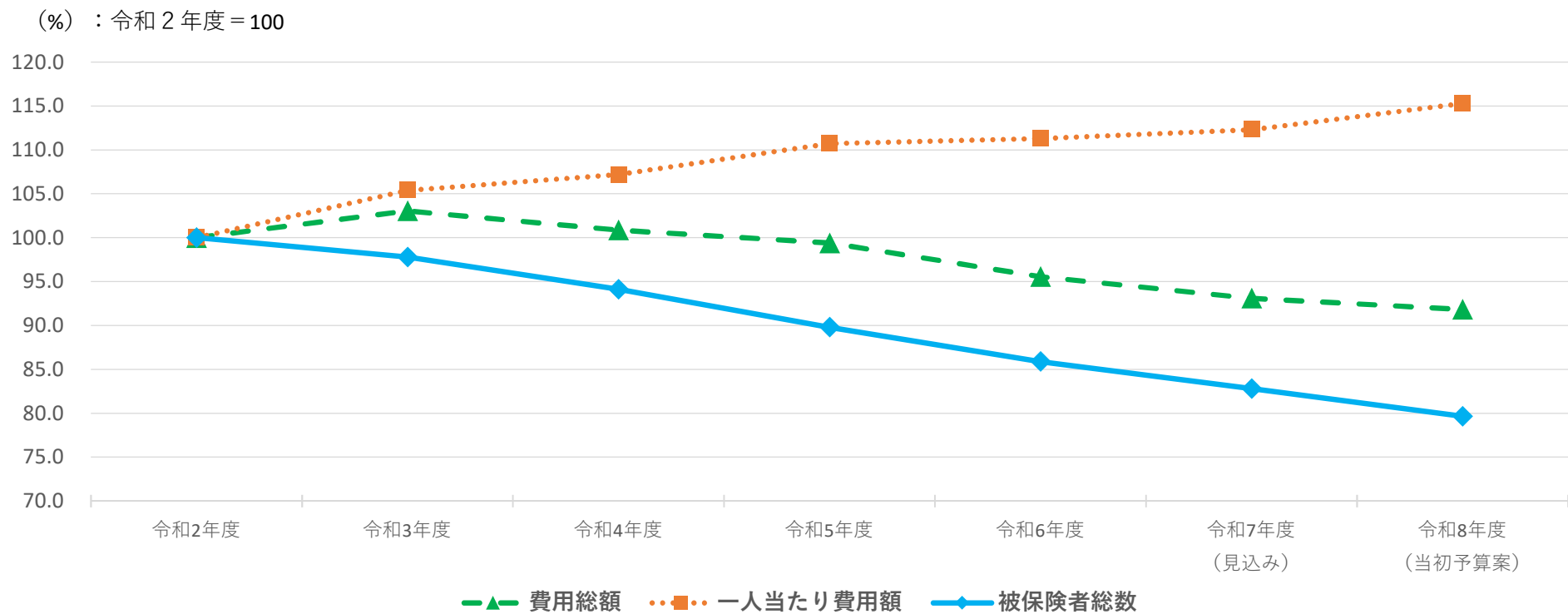
年齢層	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (当初予算案)
70歳未満(人)	98,020	93,823	90,976	88,147	85,897	83,719	81,258
対前年度(%)	95.4	95.7	97.0	96.9	97.5	97.5	97.1
70歳以上(人)	35,408	36,645	34,591	31,663	28,690	26,813	25,020
対前年度(%)	103.7	103.5	94.4	91.5	90.6	93.5	93.3
<b>被保険者総数 (人)</b>	<b>133,428</b>	<b>130,468</b>	<b>125,567</b>	<b>119,810</b>	<b>114,587</b>	<b>110,532</b>	<b>106,278</b>
対前年度(%)	97.5	97.8	96.2	95.4	95.6	96.5	<b>96.2</b>

(%) : 令和2年度 = 100



## 2. 療養の給付の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (当初予算案)
費用総額 (百万円)	54,852	56,523	55,326	54,525	52,418	51,044	50,364
対前年度 (%)	96.1	103.1	97.9	98.6	96.1	97.4	98.7
一人当たり費用額 (千円)	411	433	441	455	457	462	474
対前年度 (%)	98.6	105.4	101.9	103.2	100.4	101.1	102.6



### 3. 国民健康保険費特別会計収支の推移

(単位：百万円)

年度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (当初予算)	令和8年度 (当初予算案)
① 歳入計		67,629	68,938	66,812	66,734	65,027	64,570	62,126
② 歳出計		66,764	68,586	66,578	66,513	64,804	64,570	62,126
③ 歳入－歳出 (①－②)		<b>865</b>	<b>352</b>	<b>234</b>	<b>221</b>	<b>223</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
④ 翌年度繰越額		865	352	234	221	223	0	0
歳入 関係	⑤ 法定外繰入	500	483	484	588	600	627	658
	⑥ 前年度繰越金	273	865	352	234	221	37	37
	⑦ 基金繰入金	0	0	398	1,686	447	844	328
⑧ 基金積立金		239	825	321	199	189	5	22
実質収支 (③－⑤－⑥－⑦＋⑧)		<b>331</b>	<b>△171</b>	<b>△679</b>	<b>△2,088</b>	<b>△856</b>	<b>△1,503</b>	<b>△1,001</b>

### 4. 保険料率の推移

年度	区分	所得割	増減	均等割	増減	平等割	増減	賦課限度額	増減
令和2年度	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	63万円	-
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	-
令和3年度	(医療分)	同上		同上		同上		同上	
	(後期分)	同上		同上		同上		同上	
	(介護分)	同上		同上		同上		同上	
令和4年度	(医療分)	同上		同上		同上		65万円	(+2万円)
	(後期分)	同上		同上		同上		20万円	(+1万円)
	(介護分)	同上		同上		同上		17万円	-
令和5年度	(医療分)	同上		同上		同上		65万円	-
	(後期分)	同上		同上		同上		22万円	(+2万円)
	(介護分)	同上		同上		同上		17万円	-
令和6年度	(医療分)	0.0815	(+0.0030)	28,320円	(+720円)	同上		65万円	-
	(後期分)	0.0295	(+0.0035)	10,320円	(+1,440円)	同上		24万円	(+2万円)
	(介護分)	0.0260	(+0.0040)	10,920円	(+1,560円)	同上		17万円	-
令和7年度	(医療分)	同上		同上		同上		66万円	(+1万円)
	(後期分)	同上		同上		同上		26万円	(+2万円)
	(介護分)	同上		同上		同上		17万円	-

【余白】

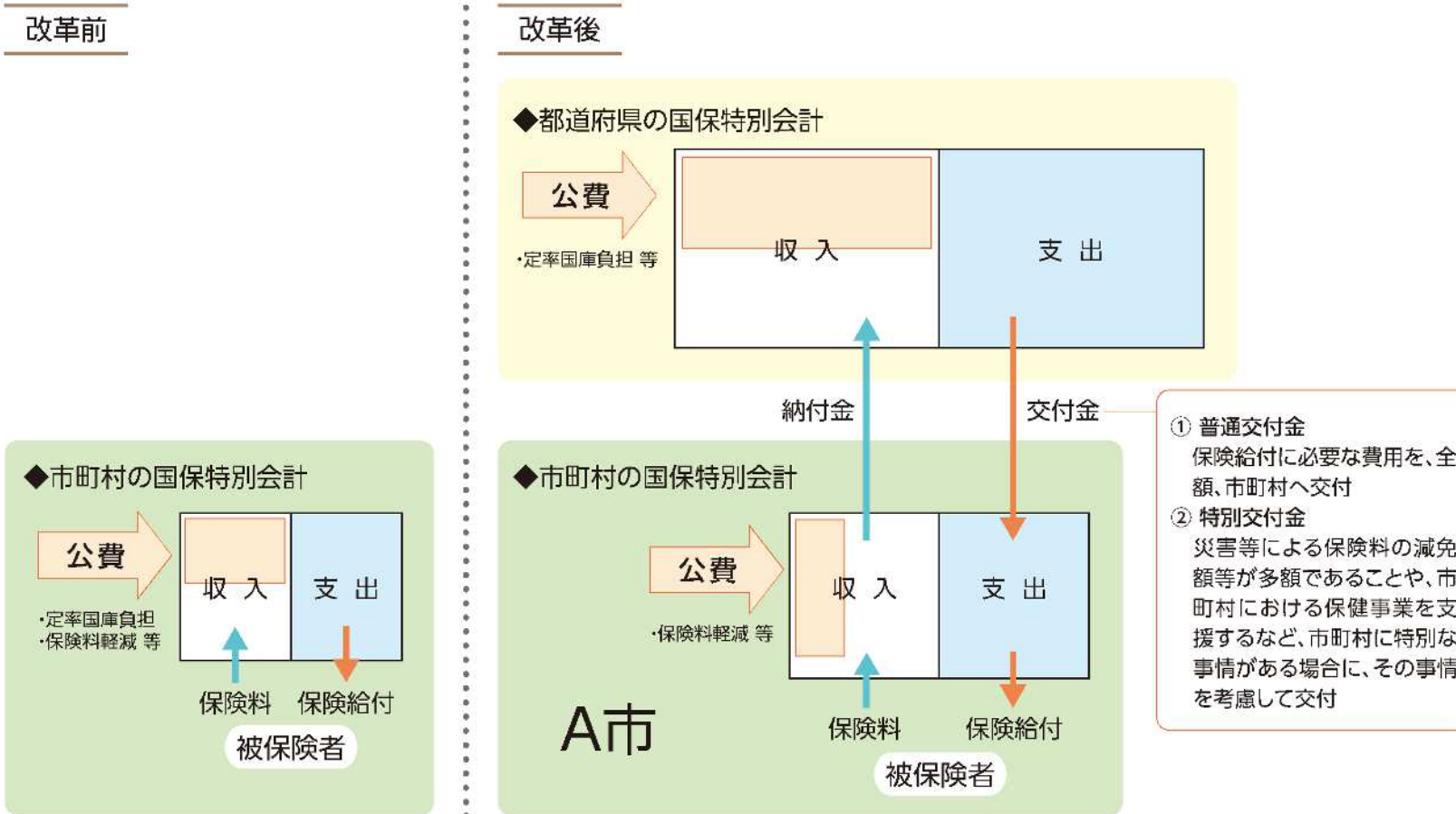
## 5. 令和8年度

国保事業費納付金と保険料予算について

# 国保財政の仕組み(H30～)

○平成30年度の国保制度改革により、**県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(交付金の交付)**ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。 ※県にも国保特別会計を設置

○市町村は、県が市町村ごとに決定した**納付金を県に納付**する。



# 子ども・子育て支援金制度について

- 令和8年度から、子ども・子育て支援の財源を確保するため、子ども・子育て支援金制度が創設される。
- 全ての医療保険が保険料として「子ども・子育て支援金」を徴収し国へ納付。(市国保は県に払う納付金を通じて納付)



## 子ども・子育て支援金の使途

### ◆児童手当の拡充

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代まで延長
- ・第3子以降増額(3万円)

### ◆妊婦のための支援給付

- ・妊娠・出産時の10万円相当の給付金として制度化

### ◆こども誰でも通園制度

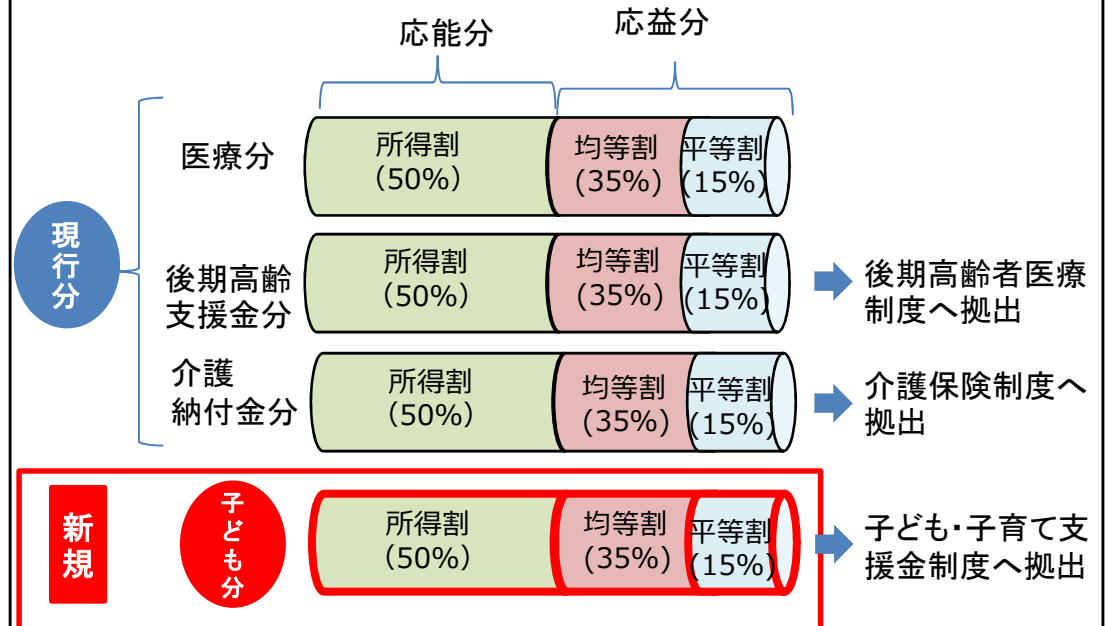
- ・乳幼児のための支援給付

### ◆出生後休業支援給付・育児時短就業給付

- ・育児休業給付金手取り10割相当)の創設
- (時短勤務中の賃金の10%支給)の創設

### ◆国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設

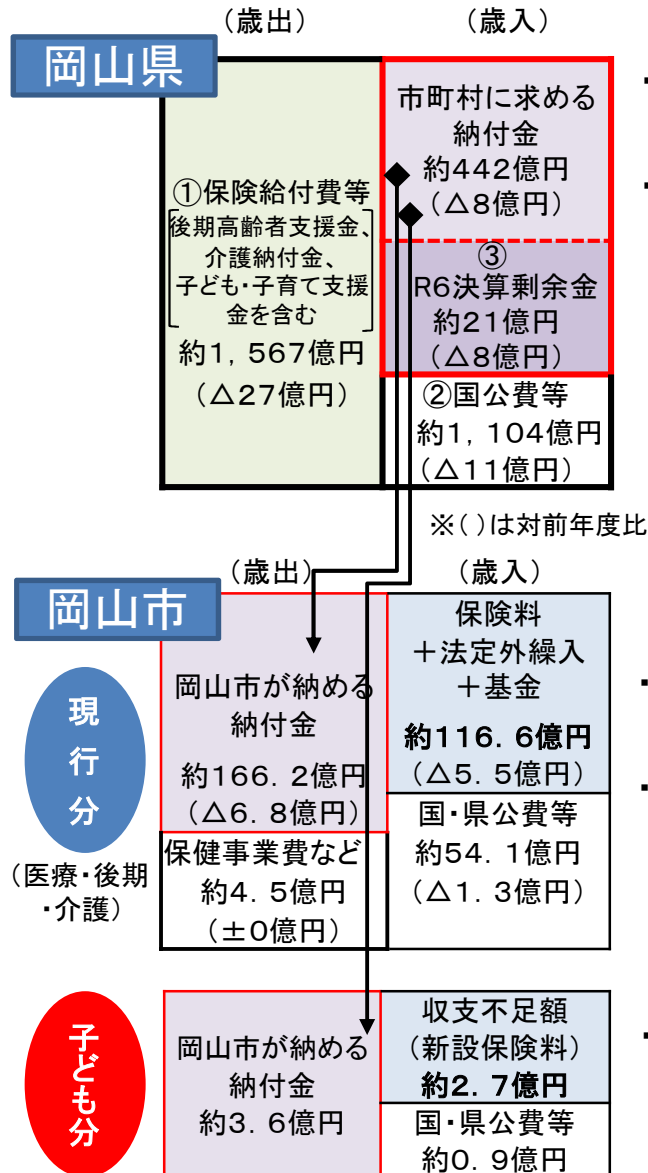
## 国民健康保険料の構成



# 令和8年度国保事業費納付金

○ 令和8年度の岡山県全体で必要な納付金額は約442億円(うち子ども・子育て支援納付金9.6億円)。(R7年度 450億円)

○ うち、岡山市に求められる納付金は約169.8億円(うち子ども・子育て支援納付金3.6億円)。(R7年度 173億円)



- ・県は、国が示す方法を参考に、保険給付費等(①)を過去の伸び率により推計し、国庫等の公費(②)を見込む。
- ・更に令和6年度決算剰余金(③)を減算した額が各自治体に求める納付金となる。



**市町村に求める納付金は約442億円**

(対前年度比 △8億円、1人あたり納付金額 +4,500円)

- ・県は、この約442億円を、被保険者数や医療費指数、所得係数に応じて、各市町村に配分する。



**岡山市に求める納付金は約169.8億円(現行分166.2億円、子ども分3.6億円)**

(対前年度比 △3.2億円、1人あたり納付金額 +3,300円)

- ・現行分の納付金約166.2億円に、保険料で賄う保健事業費などの約4.5億円を加えた歳出見込みは約170.7億円。
- ・歳入として見込まれる公費等は約54.1億円。



**保険料と法定外繰入(削減対象外)、基金で賄う額は約116.6億円**

(R7年度 122.1億円、対前年度比 △5.5億円)

- ・子ども分納付金約3.6億円に対し、歳入として見込まれる公費等は0.9億円。



**收支不足額は約2.7億円となる**

# 岡山市の令和8年度保険料予算(案)

## ■収支不足額について

<b>現行分</b> (医療・後期・介護)	○ 保険料と法定外繰入(削減対象外)、基金で賄う額は、約116.6億円 ○ 保険料改定しない場合の保険料収入見込みは、約106.7億円、法定外繰入(削減対象外)は、約6.6億円 ○ 残る収支不足額は、116.6億円－106.7億円－6.6億円＝ <b>約3.3億円</b>
<b>子ども分</b>	○ 収支不足額は、 <b>約2.7億円</b>

※令和7年度末の基金残高見込みは、約15.5億円

## ■現状と課題

- **法定外繰入(削減対象外)は維持し、納付金の状況に応じた保険料設定を行うこととし、急激な負担増となる場合は基金を活用。**
- 持続可能な「保険制度」を維持し、基金枯渇による将来の急激な負担増を避けるため、令和6年度に保険料を5.2億円改定。
- 国は歳出改革の検討を進めているが、今後も一人当たり医療費・納付金の増加が見込まれ、**将来的な増嵩を踏まえた検討が必要。**一方で、物価高騰下にある被保険者の負担にも考慮する必要がある。

(現行分+子ども分)		(案)	
岡山市が納める 納付金 約169.8億円	保険料 + 法定外繰入 + 基金 約119.3億円	法定外繰入 6.6億円	基金 約3.3億円 保険料改定 約2.7億円
	保健事業費など 約4.5億円	国・県公費等 約55.0億円	

## 令和8年度保険料の検討

- 令和11年度までの県国保運営方針との調和を図った、中長期的に安定した財政運営を検討
- 制度創設に伴う子ども・子育て支援納付金分は、収支不足額を保険料で賄う
- 基金を活用した負担軽減で、令和8年度の現行分保険料を据え置いたとしても、早急な基金枯渇は避けられる見込み

令和8年度保険料は、**新設の子ども・子育て支援納付金分は、2.7億円改定し(一人当たり約2,700円/年)、現行分は、基金3.3億円を活用し、前年度並みに据え置く。**

## 6. 令和8年度当初予算（案）【歳入の部】

(単位：百万円)

款	項	令和7年度	令和8年度当初予算（案）		備考
		当初予算		対前年度増減額	
1 国民健康保険料		11,133	11,378	245	・国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主などの納付義務者から徴収 ・令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分の徴収を開始
	1 国民健康保険料	11,133	11,378	245	
2 国民健康保険税		1	1	0	・旧合併4町における合併以前に課税された保険税の滞納繰越分
	1 国民健康保険税	1	1	0	
19 国庫支出金		0	47	47	・事務費補助金
	2 国庫補助金	0	47	47	
20 県支出金		45,659	44,010	▲1,649	・普通交付金：保険給付に要した費用が県から交付されるもの ・特別交付金：市町村ごとの個別の事情、事業に応じて交付されるもの
	2 県補助金	45,659	44,010	▲1,649	
21 財産収入		5	22	17	・国民健康保険事業基金に利子が発生した場合の受入れ
	1 財産運用収入	5	22	17	
23 繰入金		7,198	6,408	▲790	・一般会計からの繰入金 ・国民健康保険事業基金からの繰入金
	1 他会計繰入金	6,354	6,080	▲274	
	2 基金繰入金	844	328	▲516	
24 繰越金		37	37	0	・前年度決算剰余金を翌年度歳入として繰り越すもの
	1 繰越金	37	37	0	
25 諸収入		537	223	▲314	・保険料の延滞金や、国保資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金、 第三者行為による損害賠償金など
	1 延滞金、加算金及び過料	65	66	1	
	3 貸付金元利収入	51	42	▲9	
	10 雑入	421	115	▲306	
歳入合計		64,570	62,126	▲2,444	

## 6. 令和8年度当初予算（案）【歳出の部】

（単位：百万円）

款	項	令和7年度	令和8年度当初予算（案）		備考
		当初予算		対前年度増減額	
1	総務費	1,579	1,068	▲ 511	
	1 総務管理費	1,491	975	▲ 516	・国民健康保険事業の運営に係る費用
	10 運営協議会費	1	1	0	
	15 特別対策事業費	87	92	5	
					・収納率向上特別対策事業，医療費適正化特別対策事業に係る費用
5	保険給付費	45,003	43,392	▲ 1,611	
	1 療養諸費	38,512	37,255	▲ 1,257	・療養の給付費，療養費
	5 高額療養費	6,264	5,934	▲ 330	・限度額を超えて一部負担金を支払ったとき，その超えた額を支給する費用
	7 移送費	1	1	0	・移動困難な患者を，医師の指示により緊急的な必要性があつて移送する場合に支給する費用
	12 出産育児諸費	187	165	▲ 22	・国保被保険者が出産したときに，出産育児一時金を支給する費用
	15 葬祭諸費	38	37	▲ 1	・国保被保険者が死亡したときに，葬祭を行った者に対して葬祭費を支給する費用
	16 傷病手当金	1	0	▲ 1	・新型コロナに感染又はその疑いにより就労できなかった場合に，傷病手当金を支給する費用
7	国民健康保険事業費納付金	17,303	16,983	▲ 320	
	1 医療給付費分	12,256	11,616	▲ 640	・県において保険給付費等交付金に充てるため，各市町村が納付
	2 後期高齢者支援金等分	3,818	3,726	▲ 92	・後期高齢者医療制度への拠出金として，各医療保険者が納付
	3 介護納付金分	1,229	1,279	50	・介護保険第2号被保険者分の納付金を保険者が納付
	4 子ども・子育て支援納付金分		362	362	・子ども・子育て支援金制度への拠出金として，各医療保険者が納付
10	保健事業費	393	394	1	
	1 保健事業費	393	394	1	・保健事業の実施に要する費用
12	基金積立金	5	22	17	
	1 基金積立金	5	22	17	・国民健康保険事業基金への積立に要する費用
15	諸支出金	286	266	▲ 20	
	1 貸付金	51	42	▲ 9	・高額療養費，出産育児一時金の一部を貸し付けるもの
	5 償還金及び還付加算金	235	224	▲ 11	・国庫への償還金など
20	予備費	1	1	0	
	1 予備費	1	1	0	
歳出合計		64,570	62,126	▲ 2,444	

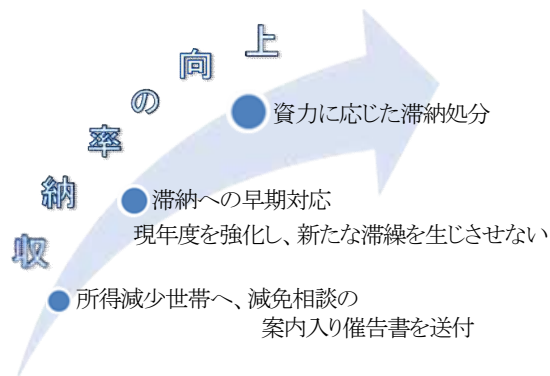
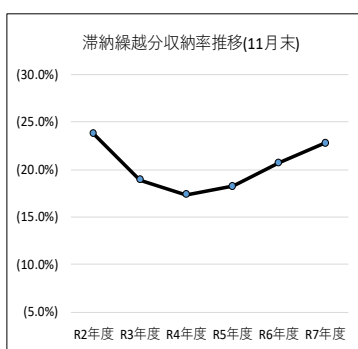
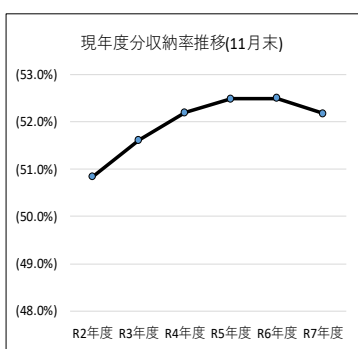
【余白】

## 7. 保険料収納対策

### 令和7年度の現況

< 国民健康保険料 収納率推移 >

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	前年度比
現年	最終	93.2%	94.4%	94.3%	94.3%	94.0%		
	(11月末)	(50.9%)	(51.6%)	(52.2%)	(52.5%)	(52.5%)	<b>(52.2%)</b>	<b>▲ 0.3</b>
滞繰	最終	32.1%	25.5%	22.6%	24.1%	27.5%		
	(11月末)	(23.8%)	(18.9%)	(17.4%)	(18.3%)	(20.7%)	<b>(22.8%)</b>	<b>+2.1</b>
合計	最終	83.3%	84.8%	85.2%	86.2%	87.1%		
	(11月末)	(46.5%)	(47.1%)	(47.8%)	(48.5%)	(49.2%)	<b>(49.2%)</b>	<b>± 0.0</b>



⇒滞繰繰越分の縮減により現時点で昨年度同率ながら、更なる上昇を目指す状況(令和7年11月末時点)。

### 令和8年度の主要施策概要

#### I 滞繰未然防止(口座振替等)

##### ○窓口、電話による口座振替勧奨の強化

- ・国保加入窓口で、口座振替原則化を踏まえたチラシ(ナッジ理論を参考にしたデザインを導入済)と口座振替申込ハガキ、Web 口座振替受付サービスの勧奨チラシを渡して勧奨
- また、キャッシュカードだけで手続きができるペイジー口座振替受付サービスの推進
- ・国保加入後、口座振替未登録世帯へ勧奨、さらに郵送等での再勧奨
- ・外国人用口座振替勧奨チラシ作成配布(英・中・韓・ベトナム・フィリピン)

##### 【口座振替率の推移(11月末時点)】

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
口座振替率	48.62	48.01	47.92	47.01	<b>45.87</b>

○多様な納付方法の提供による利便性の向上

#### 【納付方法別収納割合（11月末時点）】

	令和6年度		令和7年度	
	件数	収納割合	件数	収納割合
口座振替	133,557	49.52%	126,720	48.63%
コンビニ	53,289	19.76%	52,620	20.19%
スマホ	8,131	3.01%	9,680	3.71%
窓口収納	52,015	19.29%	50,336	19.32%
特別徴収	22,723	8.42%	21,243	8.15%
合計	269,715	100.00%	260,599	100.00%

※納付書へ「eL-QR」を取り入れ、スマホ決済等の電子納付などが可能になる仕組みを整備予定

## II 初期滞納者への対応強化

○滞納への早期対応に重点をおき、発生から1年以内の滞納解消に努め、現年度分の収納率向上を強力に推進することにより滞納繰越を生じさせないことを目指す

- 窓口・文書・電話・財産調査等初期対応強化
  - 会計年度任用職員による窓口対応、電話・文書催告の強化
- 催告書送付時の夜間相談等の実施、広報の充実
- 外国人滞納者への催告書の多言語化
  - 5ヵ国語に翻訳されたサイトへのQRコードを催告書に添付

## III 滞納処分の早期着手・徹底

- 財産調査の拡大・早期着手
  - 金融機関への預貯金照会の電子化
    - ⇒ 生活実態を見極め、資力に応じた納付交渉や滞納処分を速やかに行う
- 継続的債権として、確実に換価が見込める給与・年金・売掛金等差押の強化

### 【参考】差押件数、換価金額の推移

年度	差押件数(件)		換価金額(百万円)	
令和7年度	<b>(1,791)</b>		<b>(116)</b>	
令和6年度	3,757	(2,549)	196	(134)
令和5年度	3,433	(2,171)	197	(131)
令和4年度	2,908	(1,828)	197	(126)
令和3年度	2,956	(1,798)	232	(148)

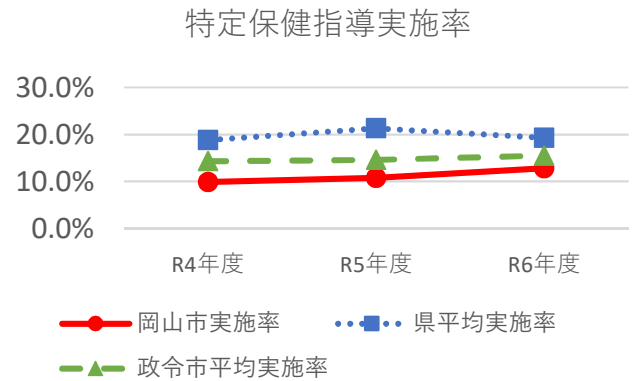
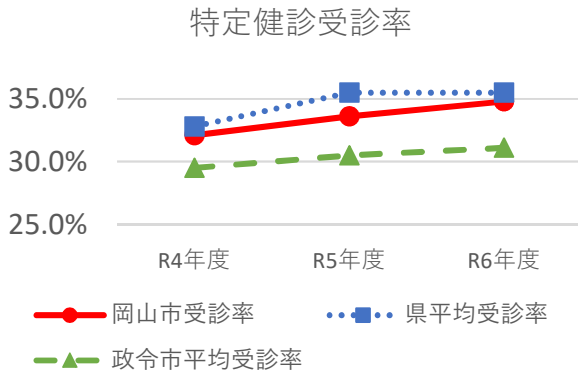
( )各年度11月末時点の差押件数及び換価金額

## IV 賦課・徴収部門の連携

- 年金特徴の強化(口座振替不履行者を特別徴収へ変更)
- 居所不明者の実態調査や資格重複状況結果一覧等を活用した資格調査の実施、所得未申告者への申告勧奨を行い、賦課の適正化を図る

## 1 特定健康診査・特定保健指導

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の方を対象に、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を実施している。



特定健診	R4年度	R5年度	R6年度
岡山市受診率	32.1%	33.6%	34.8%
県平均受診率	32.8%	35.5%	35.5%
政令市平均受診率	29.5%	30.5%	31.1%

特定保健指導	R4年度	R5年度	R6年度
岡山市実施率	9.9%	10.8%	12.7%
県平均実施率	18.8%	21.3%	19.3%
政令市平均実施率	14.3%	14.6%	15.5%

\* 令和7年度受診率・実施率（法定報告）は令和8年11月に確定

### (1) 特定健診受診率向上対策

令和8年度目標：受診率34.6%

#### ①はがき・電話による受診勧奨

年齢・性別・受診歴等から受診勧奨対象者を分析し、個々の特性に応じた受診行動に結びつくデザイン・内容のはがきなどを送付し、電話による受診勧奨を実施する。

#### ②検査結果提供事業

職場健診や人間ドック、医療機関で治療のために受けた検査のうち特定健診に相当する検査結果の提供を受け受診率向上を図る。

令和3年度から県下統一事業として、県内の医療機関であれば提供可能としており、被保険者に個人・医療機関からの提供を勧奨している。

#### ③受診者プレゼントキャンペーン

特定健診受診者の中から抽選で市内事業者から提供のあった景品や岡山市が準備した景品をプレゼントする。

## (2) 特定保健指導実施率向上対策

令和8年度目標：実施率14.5%

### ① 特定健診の結果説明に引き続く特定保健指導（初回面接）の実施

特定健診の結果説明と同時に特定保健指導を開始することで実施率の向上を図る。

### ② 特定保健指導の初回面接の分割実施

特定健診当日に結果がそろっていない場合でも、特定保健指導の対象と思われる方へ初回面接を分割して実施。

### ③ 電話による利用勧奨

特定保健指導未利用者へ各保健センターから電話による利用勧奨を実施。

### ④ はがき等による利用勧奨

特定保健指導の電話利用勧奨ができない者に対して、はがきなどの郵送物による勧奨を実施。令和7年度から特定健診の結果等を分析し、個々の特性に合わせた利用行動に結びつく勧奨通知を作成し送付。

### ⑤ 直営による特定保健指導の実施

特定保健指導の利用機会拡大のため、各保健センターで特定保健指導を実施。

### ⑥ ICTを活用した特定保健指導

実施率が低い若年層に向け、オンラインによる特定保健指導を実施。

## 2 早期介入

### (1) 35歳からの健康診査

令和8年度目標：受診率12.5%

35歳から39歳の被保険者に対し特定健診に準じた健康診査を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診率	10.6%	10.9%	11.3%

## (2) フォローアップ保健事業 令和8年度目標:結果の維持・改善割合60%

肥満を伴わない有リスク者へ慢性腎臓病に着目した医療受診勧奨・保健指導を実施。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持改善割合	56.7%	65.9%	51.61%

令和7年12月現在の状況

医療受診勧奨者 対象者664人

保健指導 対象者537人 利用者16人(うちオンライン1人)

### 3 生活習慣病重症化予防

#### (1) 生活習慣病重症化予防訪問事業 令和8年度目標：訪問後受診率50%

特定健診結果で受診勧奨域となった人のうち医療機関未受診者を対象として、受診勧奨を中心とした訪問による保健指導を実施。

令和6年度 医療機関受診率 35.4% (48人中17人が受診)

令和7年度は11月から訪問を開始

#### (2) 糖尿病性腎症重症化予防 令和8年度目標：勧奨後受診率①50% ②40%

糖尿病性腎症ハイリスク者と思われる者へ受診勧奨通知を送付。

①特定健診の結果から空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

令和6年度 181人に送付 → 137人が受診 (勧奨後受診率 75.7%)

令和7年度 12月時点で105人に送付

②過去に糖尿病治療歴があるが、直近1年間に健診受診歴やレセプトにおいて糖尿病受診歴がない者(治療中断者)

令和6年度 117人に送付 → 43人が受診 (勧奨後受診率 36.7%)

令和7年度 12月時点で34人に送付

## 4 ジェネリック医薬品の普及啓発

令和8年度目標：普及率81.7%

### (1) 広報・啓発

パンフレット、広報紙などの媒体を活用し情報を発信。

ジェネリック医薬品希望シールを作成し、資格確認書等への同封や、希望者への窓口配布。

### (2) 差額通知送付

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の軽減効果が大いと思われる被保険者に軽減可能な自己負担額を年3回（6月、10月、2月）通知。

令和6年度 8,162通発送

令和7年度 4,000通発送予定（令和7年12月時点 2,603通発送済み）

令和8年度 4,000通発送予定

#### 【ジェネリック医薬品普及率】

	R5年3月	R5年9月	R6年3月	R6年9月	R7年3月
岡山市	80.8%	81.3%	81.7%	83.5%	88.3%
岡山県	80.2%	81.0%	81.6%	83.5%	88.0%
全国	80.9%	81.9%	82.7%	84.2%	89.3%

<厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」より>

※目標については、令和8年度中に第3期データヘルス計画の中間評価にて見直し予定

## 5 レセプト点検の充実

システム抽出機能、縦覧・横覧・突合点検の電子化などを活用した点検を実施する。  
また、研修会等の参加により、レセプト点検員のスキルアップを図る。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
効果額	5 2 百万円	5 6 百万円	8 9 百万円
一人あたり効果額	4 1 1 円	4 6 4 円	7 7 8 円

\*縦覧点検：同一傷病について複数月のレセプトを照合し点検すること

\*横覧点検：入院と外来のレセプトを照合し点検すること

\*突合点検：同一月で医科・歯科・調剤レセプトを照合し点検すること

## 6 適正受診の推進

### (1) 重複・多剤服薬対策

レセプトデータから重複・多剤服薬者を抽出し、適正受診、適正服薬の啓発や健康相談を実施。

【対象者】

重複服薬者	同一月内に3か所以上の医療機関より同一の医薬品を重複処方され、かつ同一薬効・成分の薬を1か月に60日分以上処方された月が2か月継続している者
多剤服薬者	同一月内に9種類（65歳未満は10種類）以上の異なる薬効の薬を処方され、かつ複数の医療機関から同一の医薬品を重複処方（2剤以上）された月が2か月継続している者

【令和7年度】 12月時点

区分		重複服薬者	多剤服薬者
対象者数（実人数）		10人	14人
実施人数 （延べ人数）	文書照会	10人	14人
	健康相談	1人	0人

### (2) 柔道整復療養費適正化事業

被保険者の疑義照会・啓発を実施、縦覧点検業務については委託実施し、柔道整復療養費の適正化に取り組む

### (3) 海外療養費支給申請における重点審査

海外医療機関等に対する文書照会等を委託実施し、支給申請の審査を強化する

## 7 医療費適正化のための連携等

### (1) 協会けんぽとの連携事業検討会議

集団健診等連携する事業の実施方法や医療費分析等の情報を交換。

### (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る庁内連携

国保保健事業から後期高齢者保健事業への切れ目のない保健指導等を検討。

### (3) 国保保健事業ワーキンググループ会議

保健事業について、保健管理課や健康づくり課といった関係課と連携・協力し推進する。

【余白】

## 議 事(2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

### ■主 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う子ども・子育て支援納付金賦課額の新設、保険料賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減の所得判定基準の見直しのため、岡山市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

### ■改正の概要

#### 1. 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

- ・子ども・子育て支援の財源とするため、保険料の一部として「子ども・子育て支援納付金賦課額」を新設する。
- ・現行の制度に準じ、賦課限度額（上限額）、応益分の軽減措置（所得階層別の軽減率 7割、5割、2割）を設ける。
- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子どもについては、均等割額を全額軽減する措置を設ける。

#### 2. 保険料賦課限度額の引き上げ

中間所得者層の負担軽減の観点から賦課限度額を見直し、**基礎賦課額の限度額を1万円引き上げる。**

また、**新設する子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を3万円とする。**

	改定前	改定後	増減
基礎賦課額	66万円	<b>67万円</b>	<b>+1万円</b>
後期高齢者支援金等賦課額	26万円	26万円	-
介護納付金賦課額	17万円	17万円	-
子ども・子育て支援納付金賦課額	-	<b>3万円(新)</b>	<b>+3万円</b>
賦課限度額総額	109万円	<b>113万円</b>	<b>+4万円</b>

## 議 事(2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

### 3. 保険料軽減の所得判定基準の見直し

経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、

5割及び2割の軽減判定所得の基準を見直す。

	改定前	改定後
5割軽減	基礎控除額（43万円） + <b>30.5万円</b> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数 - 1） × 10万円	基礎控除額（43万円） + <b>31万円</b> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数 - 1） × 10万円
2割軽減	基礎控除額（43万円） + <b>56万円</b> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数 - 1） × 10万円	基礎控除額（43万円） + <b>57万円</b> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数 - 1） × 10万円

#### ■ 施行期日

令和8年4月1日